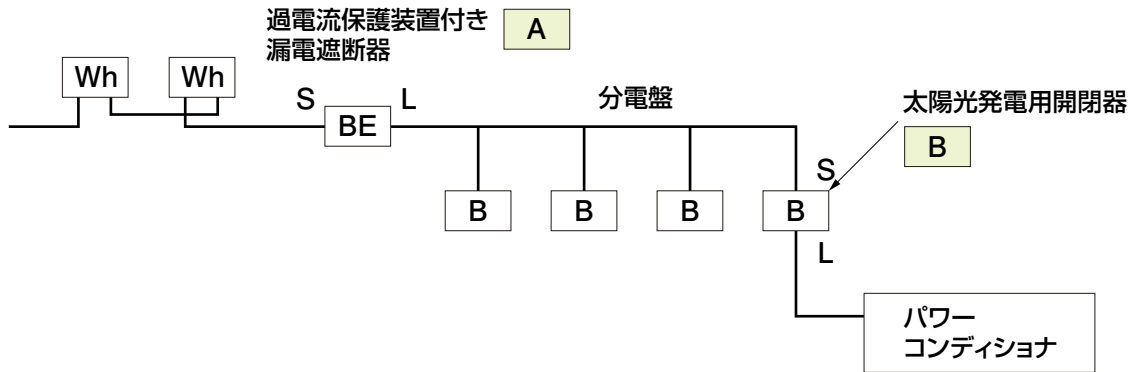


接続例1(中性線に過電流が流れるおそれがある場合)

a) 太陽光発電設備を単独で接続する場合

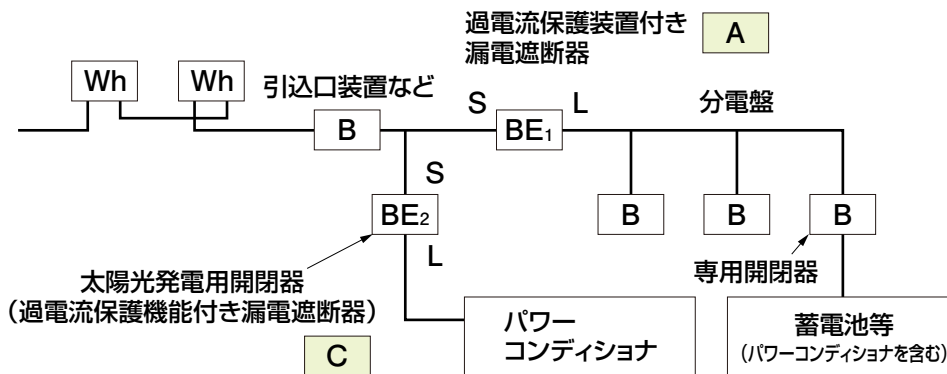


[注1] 過電流保護機能付き漏電遮断器は、逆接続可能型(漏電遮断器が「切」の状態でも負荷側に電圧がかかっても故障するおそれのないもの。)が必要。また、パワーコンディショナが単相3線式電路(単相2線式200Vを含む。)に接続される場合は3P3Eが必要となる。

[注2] 太陽光発電用開閉器の負荷側(L)にパワーコンディショナを接続すること。

[注3] 太陽光発電用開閉器を漏電遮断器の直後に接続すると、分電盤に定格以上の電流が流れるおそれがあるため、このような接続は行わないこと。

b) 太陽光発電設備と蓄電池等の設備が併設されている場合



[注1] 過電流保護機能付き漏電遮断器BE₁、BE₂は、逆接続可能型(漏電遮断器が「切」の状態でも負荷側に電圧がかかっても故障するおそれのないもの。)が必要。また、パワーコンディショナが単相3線式電路(単相2線式200Vを含む。)に接続される場合、過電流保護機能付き漏電遮断器BE₁においては3P3Eが必要となるが、過電流保護機能付き漏電遮断器BE₂については3P2Eで良く中性線欠相保護機能付きのものであることを要しない。

[注2] 太陽光発電用開閉器の負荷側(L)にパワーコンディショナを接続すること。

[注3] 蓄電池等の専用開閉器を漏電遮断器(BE₁)の直後に接続すると、分電盤に定格以上の電流が流れるおそれがあるため、このような接続は行わないこと。

[注4] 蓄電池等の設備を接続する場合は、系統へ逆潮流しないよう、リレー等を設けること。

系統連系用途の「逆接続可能型」の接続方法について

内線規程JEAC8001資料3-5-8の「逆接続可能型」です。太陽光発電システム用など系統連系用途の場合は、電源側(図の上側)に商用電源側を、負荷側(図の下側)に発電システム側を接続してください。用途にかかわらず、負荷側(図の下側)に商用電源側を接続しないでください。

